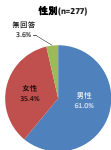
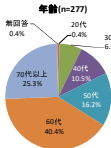


調査名 [宮古島-住民アンケート2023]

No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	男性	169	61.0
2	女性	98	35.4
	無回答	10	3.6
	全体	277	100.0

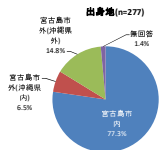


№	カテゴリ名	回答数	回答率
1	10代	9	0.0%
2	20代	1	0.4%
3	30代	19	6.9%
4	40代	29	10.5%
5	50代	45	16.2%
6	60代	112	40.4%
7	70代以上	70	25.3%
	無回答	1	0.4%
	全体	277	100.0%

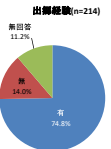


No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	宮古島市内	214	77.3
2	宮古島市外(沖繩県内)	18	6.5
3	宮古島市外(沖縄県外)	41	14.8
	無回答	4	1.4
	全体	277	100.0

市内居住年数	回答数
10年未満	30
10年～29年	41
30～49年	67
50年～59年	42
60年以上	90
全体	270

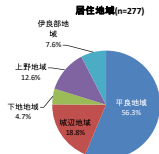


カテゴリ一名	回答数	回答率
有	160	74.8
無	30	14.0
無回答	24	11.2
全体	214	100.0

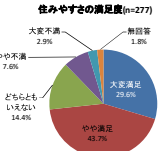


4. 居住地域は次のどこですか。

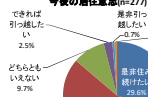
No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	平地地域	156	56
2	緑地地域	52	18
3	下地地域	13	4
4	上野地域	35	12
5	伊島原地域	21	7
	無回答	0	0
	全体	277	100



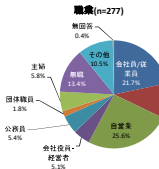
№	カテゴリー名	回答数	回答率
1	大変満足	82	29
2	やや満足	121	43
3	どちらでもない/ない	40	14
4	やや不満	21	7
5	大変不満	8	2
	無回答	5	1
	全体	277	100



№	カネゴリー名	回答数	回答率
1	県外住み続けたい	82	29
2	住み続けたい	157	56
3	どちらともいえない	27	8
4	できれば引っ越したい	7	2
5	県外引っ越したい	2	0
	無回答	2	0
	全体	277	100

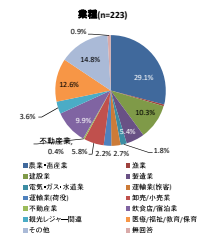


No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	会社員・従業員	60	21%
2	学生・アルバイト	25	19%
3	自営業	71	26%
4	会社役員・経営者	14	5%
5	公務員	15	5%
6	団体役員	5	1%
7	大企業	6	0%
8	中小企業	6	0%
9	主婦	16	5%
10	無職	37	13%
11	その他	29	10%
	無回答	9	0%
	合計	277	100%



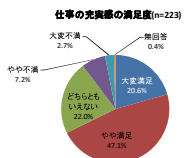
8. 現在のお仕事の業種は次のどれに当てはまります

№	カテゴリー名	回答数	回答率
1	開業・新規業	65	29%
2	換業	1	0%
3	継続業	23	10%
4	閉鎖業	12	5%
5	業変・業転・業譲業	4	1%
6	業譲業・廃業	8	3%
7	業譲業・再設	3	1%
8	部変・小企業業	13	5%
9	不動産業	1	0%
10	飲食業・宿泊業	22	9%
11	観光レジャー関連業	8	3%
12	医療・福祉・教育・保育	28	12%
13	小売・流通業	23	10%
14	製造業	22	10%
15	全体	223	100%

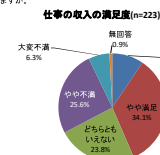


サービス業	その他の部署	留置官
清掃		4
コンクリート工		2
介護		1
朝・夜急病室		1
検校		1
施設のご食事作り		1
事務		1
自転車整備		1
社員食堂		1
石油関係		1
警門法研		1
駐車場の管理		1
通信費		1
警備員		1
検校士		1
検校事務所		1

No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	大変満足	49	20.
2	やや満足	106	47.
3	どちらともいえない	49	22.
4	やや不満	16	7.
5	大変不満	6	2.
	無回答	1	0.
	全体	223	100.

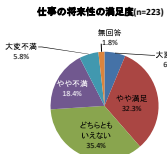


No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	大変満足	21	8.9
2	やや満足	76	34.4
3	どちらともいえない	53	23.5
4	やや不満	57	25.5
5	大変不満	14	6.3
	無回答	2	0.9
	全体	223	100

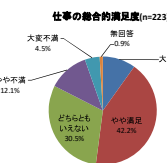


11. 現在のお仕事の将来性についての満足度(安心感)はいかがですか

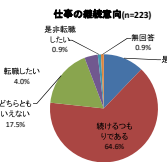
№	カテゴリー名	回答数	回答率
1	太極拳派	14	32
2	やや派	72	66
3	どちらともいえない	79	75
4	やや派	41	19
5	太極拳派	13	8
	無回答	4	1
	全体	223	100



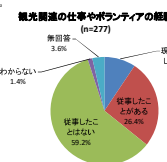
No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	大変満足	22	9
2	やや満足	94	42
3	どちらともいえない	68	30
4	やや不満	27	12
5	大変不満	19	4
	無回答	2	0
	全体	223	100



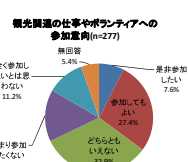
No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1.	是非断れない	27	12
2.	断れるつもりである	144	64
3.	どちらともいえない	39	17
4.	断れない	9	4
5.	是非断断したい	2	0
	無回答	2	0
	全体	223	100



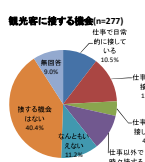
No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	現在従事している	26	9.9
2	従事したことがある	73	26.7
3	従事したことはない	164	59.9
4	わからない	4	1.4
	無回答	10	3.6
	全体	277	100



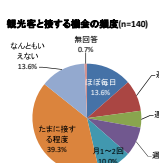
No.	カテゴリ名	回答数	割合
1	是非参加したい	21	7.6
2	参加してもよい	78	27.4
3	どちらともいえない	91	32.9
4	あまり参加したくない	43	15.5
5	全く参加したいとは思わない	31	11.2
	無回答	15	5.4
	全体	277	100.0



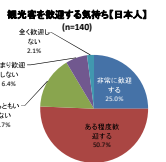
№	カテゴリ名	回答数	回答率
1	仕事で日常的に接している	29	10.5%
2	仕事で時々接する	38	13.7%
3	仕事以外で接している	12	4.3%
4	仕事以外で時々接する	30	10.8%
5	なるといえない	31	11.2%
6	接する機会はない	117	40.4%
7	無回答	25	9.0%
8	全体	277	100.0%



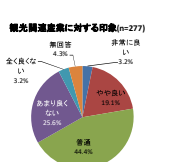
No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	ほぼ毎日	19	13.6%
2	週に4～5回	13	9.3%
3	週に2～3回	7	5.0%
4	週に1回	12	8.6%
5	月1～2回	14	10.0%
6	たまに読書する程度	55	39.3%
7	ほとんど読まない	19	13.6%
	無回答	1	0.7%
	全体	140	100.0%



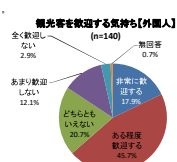
No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	非常に歓迎する	35	25.0%
2	ある程度歓迎する	71	50.7%
3	どちらともいえない	22	15.7%
4	あまり歓迎しない	9	6.4%
5	全く歓迎しない	3	2.1%
	無回答	0	0.0%
	全体	140	100.0%



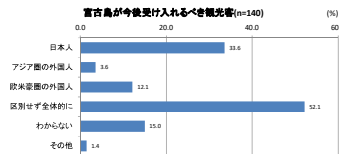
No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	非常に良い	9	3.2
2	やや良い	53	19.1
3	普通	123	44.4
4	あまり良くない	71	25.6
5	全く良くない	9	3.2
	無回答	12	4.3
	全体	277	100.0

[illegible]

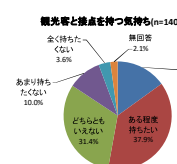
No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	非常に歓迎する	25	17.9%
2	ある程度歓迎する	64	45.7%
3	どちらともいえない	29	20.7%
4	あまり歓迎しない	17	12.1%
5	全く歓迎しない	4	2.9%
	無回答	1	0.7%
	全体	140	100.0%



No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	日本人	47	33.6
2	アジア人の外国人	5	3.6
3	欧米諸国の外国人	17	12.1
4	区別せず全体的に	73	52.1
5	わからない	21	15.0
6	その他	2	1.4
	無回答	4	2.9
	全体	140	100.0



No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	是非決りたい	21	15.0%
2	ある程度持たない	53	37.9%
3	どちらともいえない	44	31.4%
4	あまり持たくない	14	10.0%
5	全く持たくない	5	3.6%
	無回答	3	2.1%
	全体	140	100.0%

[illegible]

No.	カテゴリー名	件数	割合
1	市内出身者積極的に活躍する	138	40.9%
2	市内企業家からの人材を育成する	126	40.0%
3	市内施設や飲食店等に地元産の食材を積極的に採用	163	58.0%
4	市内企業家との連携を強めて相互に付加価値を創出	88	31.5%
5	特産品のインセンティブ販売や者と納税	89	35.4%
6	労働者と積極的に関与して設立し積極的の提供を行う	94	33.9%
7	従業員が買収水産物の向を定める	156	59.0%
8	特に関心	22	7.8%
9	その他	13	4.7%
10	無回答	11	3.7%
11	全休	27	10.0%

図 1-10 市外移住者の移住理由（複数回答）

移住理由	割合 (%)
市内出身者を積極的に雇用する	49.8
市内事業費から市内企業に税金を支払う	45.1
買掛金や仕入代金等に比べて販売価格の利益を確保しやすい	32.8
市内事業主との関係性を保つために市内企業を	31.8
市内企業のインフラや設備などから受ける税制優遇が期待できる	35.4
市内事業主の事業拡大に促進策や補助金の活用を行う	33.9
従業員の高賃金を市内企業に支払う	33.6
特にない	7.9

[illegible]

No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	愚弄紹介したい	35	12.6
2	愚弄があれば紹介したい	122	44.0
3	どちらともいえない	71	25.6
4	あまり紹介したくない	19	6.9
5	全く紹介したくない	8	2.9
	無回答	24	8.7
	全体	277	100.0

(n=277)

理由	割合 (%)
健康があれば 가입したい	44.0%
是率紹介したい	12.6%
無回答	8.7%
あまり紹介したくない	6.9%
全く紹介したくない	2.2%

[illegible]

カテゴリー	回答数	回答率
1. どのカテゴリーにも分類しにくいと感じる	197	71.1%
2. どのカテゴリーにも分類しにくいと感じるが、何れかを判断する	189	67.9%
3. どちらか一方に分類する	79	28.6%
4. エコポイントの取得による「エコポイント」に類似した特典を認める	63	22.9%
5. 環境にやさしい商品と認める	119	43.0%
6. 地域との輪流を促すための地域地産を推進する	95	34.3%
7. パーティシステムを促進するような事業推進	93	33.6%
8. 関心がない	67	24.3%
9. 環境にやさしい商品と認めるが、エコポイントの配分やシステムを推進しない	7	2.5%
10. その他	15	5.4%
無回答	177	64.0%

理由	割合 (%)
スマートフォンの利用が生活に必要ない	71.1
スマートフォンはけだるい・操作が面倒	67.9
スマートフォンは高価で壊れやすい・修理に費用がかかる	26.4
スマートフォンは電池の持ちが悪い	22.7
自分の生活スタイルでスマートフォンを必要とする場面があまりない	18.0
親しい人との連絡は電話やメールで済ませる	16.1
スマートフォンは必要だが、使い方がわからない	13.6
家族内でスマートフォンを必要とする場面があまりない	14.2
特になし	2.5

[illegible]

No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	非常に良くなった	8	2.0
2	やや良くなった	34	12.3
3	どちらともいえない	177	63.8
4	よく悪くなった	31	11.4
5	非常に悪くなった	11	4.0
	無回答	16	5.8
	全体	277	100.0

(n=277)

Response	Percentage
非常に悪くなった	4.0%
やや悪くなった	11.2%
どちらともいえない	63.9%
やや良くなった	2.9%
非常に良くなった	5.8%

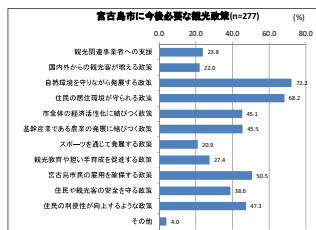
No.	カテゴリー名	回答数	回答率
1	非常に重要である	78	28.2
2	ある程度重要である	119	43.5
3	どちらともいえない	40	14.4
4	あまり重要とは思わない	18	6.5
5	全く重要と思わない	8	2.9
	無回答	14	5.1
	全体	277	100.0

重要性	割合
非常に重要である	28.2%
ある程度重要である	43.0%
どちらともいえない	14.4%
どちらでもない	5.1%
重要と関係ない	2.9%

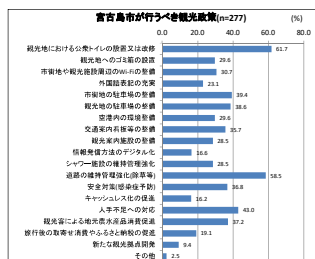
No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	非常に期待する	46	16.6
2	ある程度期待する	112	40.5
3	どちらともいえない	57	20.6
4	あまり期待しない	32	11.5
5	全く期待しない	16	5.6
	無回答	14	5.1
	全体	277	100.0

期待する	割合
ある程度期待する	40.4%
非常に期待する	16.6%
無回答	5.1%
全く期待しない	5.8%
あまり期待しない	11.6%

No.	カテゴリー	項目	回数	回率
1	観光・観光産業への支援		66	72.8
2	国・地方からの観光促進関連事業		61	67.8
3	観光振興を目的とした企画事業		59	65.6
4	住民の居住環境がもたらす観光		59	65.6
5	市民生活の観光活性化に結びつく事業		45	49.8
6	観光産業と観光資源の両面に結びつく事業		45	49.8
7	観光産業と観光資源を支援する事業		35	38.8
8	観光教育や若い世代育成を促進する事業		78	27.0
9	観光立国政策の推進を促進する事業		140	30.5
10	観光振興の推進を促進する事業		123	26.8
11	住民の利便性がもたらす観光		13	1.4
12	その他		11	1.2
	無回答		13	4.6
	合計		91	100.0

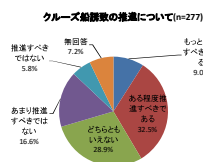
[illegible]

3)	カテゴリー	名前	前年度	前年度
1)	個人	個人における公衆に対する啓蒙又は啓蒙	717	612
2)	個人	個人との直接対話	23	23
3)	個人	市民性、市民参加、市民意識の向上の啓蒙	85	39
4)	個人	政治的権利の啓蒙	44	24
5)	個人	市民性、市民参加、市民意識の啓蒙	29	29
6)	個人	政治的権利の啓蒙	107	39
7)	個人	政治的権利の啓蒙	40	29
8)	個人	政治的権利の啓蒙	99	39
9)	個人	政治的権利の啓蒙	39	39
10)	個人	政治的権利の啓蒙	46	16
11)	個人	政治的権利の啓蒙	79	29
12)	個人	政治的権利の啓蒙	79	29
13)	個人	政治的権利の啓蒙	79	29
14)	個人	政治的権利の啓蒙	107	39
15)	個人	政治的権利の啓蒙	46	16
16)	個人	政治的権利の啓蒙	118	61
17)	個人	政治的権利の啓蒙	118	61
18)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
19)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
20)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
21)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
22)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
23)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
24)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
25)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
26)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
27)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
28)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
29)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
30)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
31)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
32)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
33)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
34)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
35)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
36)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
37)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
38)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
39)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
40)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
41)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
42)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
43)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
44)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
45)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
46)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
47)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
48)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
49)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
50)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
51)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
52)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
53)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
54)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
55)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
56)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
57)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
58)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
59)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
60)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
61)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
62)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
63)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
64)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
65)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
66)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
67)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
68)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
69)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
70)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
71)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
72)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
73)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
74)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
75)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
76)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
77)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
78)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
79)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
80)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
81)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
82)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
83)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
84)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
85)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
86)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
87)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
88)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
89)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
90)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
91)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
92)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
93)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
94)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
95)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
96)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
97)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
98)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
99)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
100)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
101)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
102)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
103)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
104)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
105)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
106)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
107)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
108)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
109)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
110)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
111)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
112)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
113)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
114)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
115)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
116)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
117)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
118)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
119)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
120)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
121)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
122)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
123)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
124)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
125)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
126)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
127)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
128)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
129)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
130)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
131)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
132)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
133)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
134)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
135)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
136)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
137)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
138)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
139)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
140)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
141)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
142)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
143)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
144)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
145)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
146)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
147)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
148)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
149)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
150)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
151)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
152)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
153)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
154)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
155)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
156)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
157)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
158)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
159)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
160)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
161)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
162)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
163)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
164)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
165)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
166)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
167)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
168)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
169)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
170)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
171)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
172)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
173)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
174)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
175)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
176)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
177)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
178)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
179)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
180)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
181)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
182)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
183)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
184)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
185)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
186)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
187)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
188)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
189)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
190)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
191)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
192)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
193)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
194)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
195)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
196)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
197)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
198)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
199)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
200)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
201)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
202)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
203)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
204)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
205)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
206)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
207)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
208)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
209)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
210)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
211)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
212)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
213)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
214)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
215)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
216)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
217)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
218)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
219)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
220)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
221)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
222)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
223)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
224)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
225)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
226)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
227)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
228)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
229)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
230)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
231)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
232)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
233)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
234)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
235)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
236)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
237)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
238)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
239)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
240)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
241)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
242)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
243)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
244)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
245)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
246)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
247)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
248)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
249)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
250)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
251)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
252)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
253)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
254)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
255)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
256)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
257)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
258)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
259)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
260)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
261)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
262)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
263)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
264)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
265)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
266)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
267)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
268)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
269)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
270)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
271)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
272)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
273)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
274)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
275)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
276)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
277)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
278)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
279)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
280)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
281)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
282)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
283)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
284)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
285)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
286)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
287)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
288)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
289)	個人	政治的権利の啓蒙	53	19
2				

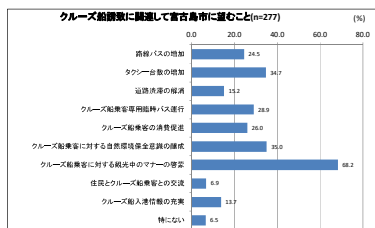


①は案に点検し、清濁であってよい。人はこれを聖者の評言であると信ず。
これより、ホトケル君はいらぬと思う。
高江口・熊野の神子に之を授けず(聖物)なし。
また、早稲田に生けりて居る。聖物に違ふ。マリン奉斎君の殿し(御用度)の導入、屋形奉斎の殿し(奉養指定、本土の行状のため)に於たりて居る。奉養を最優先に実行する。
送別歌
例へば、池田島までの道程は舟が遠くない。舟の登る海岸に沿ひ5〜6キロの距離を歩くと、船が乗められるようにしてしまふ。
この船の車馬もその確率をどうするか

No.	カテゴリ名	回答数	回答率
1	まったく推測すべきである	25	9.0%
2	ある程度推測すべきである	90	32.5%
3	どちらともいえない	89	28.9%
4	あまり推測すべきではない	48	16.6%
5	推測すべきでない	16	5.8%
6	無回答	2	0.7%
	集計数	271	100.0%



No.	カテゴリー	回答数	回答率
1	炭化けい土の増加	68	24.9
2	タケノコ・玄米の増加	66	34.7
3	清潔涼しい街道	42	15.0
4	クルマと自転車・歩行者の運行	38	23.0
5	クルマと自転車・歩行者の安全意識	37	38.9
6	緑地・緑地帯に対する自然環境保全意識	37	35.9
7	クルマと歩行者に対する観戦中のマナーの習		
8	クルマとクルマ・自転車・歩行者との関係	189	69.2
9	クルマとクルマ・自転車・歩行者との関係	19	8.8
10	クルマとクルマ・自転車・歩行者との関係	18	8.8
11	その他	4	1.9
	無回答	22	9.0



その後の回答
カープミラー、ミラーの必要箇所への設置。現在ある所のゆがみも修繕等。国道、県道の町中の明かりを減らし、その分を暗い所(特に必要部・田舎)へ分けてほしいと思います。
クルーズ船誘致しない!!
クルーズ船来客用観光ループマップの作成配布、及び専用バス運行。
市街地率内地図等の設置。

34. 観光客の増加により、日常生活への影響や不便に感じていること、将来の不安とお感じになっていることがあれば、
自由に書きください。

[illegible]

8. 使途について（案）

人口55,500人の宮古島市を訪れる観光客はR4年で73.7万人（R1年は91.8万人）で、人口のおよそ13倍から17倍近くの観光客が訪れており、市の財政による環境維持だけでなく、受益者負担の考えに基づき財源の確保が必要である。

宿泊税の導入目的は、観光を取り巻く環境保全や住民生活、観光産業、地域文化などの維持・発展にある。これを踏まえ、使途は主に ①受入体制強化 ②受入環境整備 のために使うものとする。

宿泊税使途の例	
現状取り組みの事業	新規で取り組む事業
・道路32路線の除雪作業（一括交付金） ・公園及び利便施設の維持（一括交付金） ・無電化の推進（一括交付金） ・観光地（5カ所）の清掃及び除草作業 ・子供会による海岸5カ所の清掃 ・収集した海岸漂着ゴミの回収（県補助） ・給水の簡便、案内施設等（一括交付金） ・伊良部地区観光地総合整備事業（一括交付金） ・主要インフラ整備計画に基づいて、増設 ・吉野海岸、新城海岸への多言語サイン設置（一括交付金） ・クルーズターミナル観光案内所の整備（一括交付金） ・観光誘客プロモーション及び観光推進協議会の運営支援（一括交付金） ・観光地観光などの誘客事業や観光客アンケートの実施	①受入体制強化 ・市内観光案内所の運営 ・宮古島サステイナブル・ツーリズムの普及促進等 ・歴史、伝統文化、芸能等を活用した観光コンテンツ作成 ・多言語化、Wi-Fi整備、キャッシュレス端末の導入、バリアフリー化など ・オーバーツーリズム対策など、住民への配慮 ・今後回復が見込まれるインバウンド受入体制の強化 ・ループバスなど二次交通対策 ②受入環境整備 ・観光地周辺道路や駐車場の片付け、除草、植栽等 ・観光地トイレの改修、維持管理 ・観光案内版の多言語化や注意喚起等の看板の設置、改修 ・台風、人雨などの災害時における漂流ゴミや流木、砂などの撤去 ・海水浴場の維持管理 ・観光地違法営業、不法占拠等に係る対応策

本日の作業部会でご意見をいただきたい事項

- 県との配分比率について
- 宿泊税の使途について

149

(2)宮古島市法定外目的税庁内検討委員会 第2回作業部会

宮古島市法定外目的税庁内検討委員会
第2回作業部会

議事次第

日時：令和6年2月15日（木）15:30～17:00
場所：宮古島市役所 2F 会議室④

1. 開会
2. 議事
 - 1) 前回の振り返り
 - 2) 令和5年度の実績について
ー県、5市町村との意見交換会結果
ー事業者説明会・意見交換会結果
ー宿泊税の使途について
 - 3) その他

150

資料2

令和5年度の実績について

2024年2月
宮古島市法定外目的税庁内検討委員会
事務局

県、5市町村との意見交換会実施結果

151

宿泊税に係る県・市町村連絡会議

- 宿泊税に係る県・市町村連絡会議（2回目）
○日 時：令和5年11月28日（火） 10：00～12：00
○場 所：沖縄県庁1階会議室
○出席者：沖縄県観光政策課・税務課、
恩納村商工観光課・税務課、
北谷町観光課・税務課、
本部町企画商工観光課・税務課、
宮古島市観光商工課
（※石垣市のみ欠席）

- 内 容
本年度2回目となる、県と宿泊税導入を検討している市町村の現状の共有と意見交換を実施。
1. 沖縄県より、現状の宿泊税の検討状況について説明
2. 意見交換

宿泊税に係る県・市町村連絡会議

1. 沖縄県より、現状の宿泊税の検討状況について説明

- 「宿泊税」は、納税者に利益が還元される取組であることの視点をもち、既存事業では十分に対応できない取組、中長期的に実施する必要がある取組等に充てていく。
- 納税者へ利益が還元される必要があるため、既存プロモーション事業や宿泊税を徴収しないルールズ館に関する取組等は対象外とする。
- 制度設計案における検討事項について
①使途について（具体的イメージの共有）
②課税免除について：5千円未満の課税免除の適否
③高価相対施設への対応：案A 段階的定額→高価相対の追加設定
案B 定率→一律0%で設定
④県と市町村との税率・配分について：財政需要に見合うそれぞれの税率及び配分の検討
⑤システム導入コストの安否の検討
⑥会計の個別管理（基金の設立について）
⑦協議の場の設置及び税導入後の運用体制について
- 法定外目的税の特質（応益税であること）について ※留意する点
➢ 応益税とは、行政が供給する税・サービスによって受ける利益に比例して負担するといえる考え方。
➢ 宿泊税はこれにあたるため、宿泊税が受ける行政サービスは概ね等しいことを考慮すると、各納税者が負担する税は等しいことが基本となる。
- ただし、この場合においても所管税などの原理である負担能力に見合った税負担を定める応益税の考え方を排除するものではない。
- そのため、先行導入している他都道府県の多くはこのバランスを踏まえ、段階的定額の導入がなされている。

152



2. 意見交換（制度設計案における①～⑥の検討事項について）

②課税免除について：5千円未満の課税免除の適否

市町村：修学旅行のみ免除とし、他は対象としないという意見多数。

③高価格帯施設への対応：

A案 段階的定額→高価格帯の追加設定

B案 定率→一律〇％で設定

市町村：B案の定率という意見が多数。

沖縄県：B案の場合は応益税という考え方があるため、假令安知のようにそれなりの理由が必要になる。財政需要に対して、段階的定額で足りるのか、定率じゃないと足りないのか、そういった判断での理由付けになってくると思う。

④県と市町村との税率・配分について：財政需要に見合うそれぞれの税率及び配分の検討

恩納村：適用の方向性は決められるので事業についてはある程度出せるが、金額については算出が困難。財政需要ではなく、事業需要で判断できない。

沖縄県：総務省の同意を得るためには財政需要額の積み上げが必須。難しいと思うがそれを見せないと導入には至らない。

北谷町：単価は数か月単位で変動するものもあるし、どう算出したらいいのが難しい。どの程度の精度が必要なのか、県からも情報を共有してほしい。

沖縄県：県でもこれから庁内で照会をかけて需要調査する予定。情報も共有していく。

4



④県と市町村との税率・配分について：財政需要に見合うそれぞれの税率及び配分の検討（つづき）

宮古島市：財政需要について、例えば5年後に動かしはプロジェクト等があったとして、それに合わせて5年かけて積み立てるという考えはありか。

沖縄県：近い考えで、台風に被害などの大規模な事象、未来の需要に備えた予備費といったものを積み立てたいというところもあると思う。ただ、法定外目的税は需要に対して必要といった考えが基本にあるため最初から余剰をさせるということが可能か、これから総務省に確認する予定。情報を共有する。

今年度から導入をした長崎市はコロナからの復興にかかったプロモーションの金額を上限と設定し、5年かけて予備費を積み立てるといったことを認められている。上限などの条件付きなら総務省も認めてくれるのではないかと考えている。

⑤システム導入コストの支援の検討

恩納村：宿泊事業者の理解を得るためにも、出せるのであれば出してあげた方がいいと思う。ただ、経費で最初の5年間は3%と高めに設定したい。システム改修の見合いとしてはいいと思うが、それは別というところ。

沖縄県：経費はあくまで徴収に関する手間やフロントでの宿泊者（納税者）への説明業務等に対する報償という考え方のため、システム導入の支援とは別という考え。

5

宮古島市「宿泊税」導入に関する宿泊事業者説明会及び意見交換会
における宿泊事業者の質問及び回答

〇導入に関すること

質問	回答
導入時期いつか。	令和6年度に県議会に上程し、議決されたのち令和6年4月開会を予定しているが、最終の日程が分らない。
宿泊税の導入時期や範囲が市町村によって違うということはあるのか。	県全体として統一する制度になる。免除制度についても県内で統一するよう、総務省から指導されている。
コロナが落ち着いた後、客が海外に行こうになった。この時期の導入は需要に影響があるのか。	既に導入している多くの市町村では、宿泊税導入によって観光客が増えたという事例が今のところ確認できていない。
県と市の両方が導入しに増える。とらに支払うのか。	県と市が導入した場合は市に納入していく。県のみが導入した場合は県に納入していく。
宮古島市が導入して、他の市町村が導入しないことはあるのか。	独自に宿泊税を導入しない市町村は、県が徴収する税の中から一定割合を支払ってもらうことになる。
県に任せ方が良いのではないのか。市が宿泊税導入に抵抗する理由はあるのか。	県と市が同時に宿泊税を導入した場合、税を柔軟に使えるというところが一番大きい。
徴収も上げるのだから、宿泊税では市が、市が導入するが市税の使用範囲が拡大できる。市の施設を強化させる必要があるため、宿泊税を検討している。	県に宿泊税の導入を検討しているが、市が導入しなくても県が導入する可能性は高い。市も導入するが市税の使用範囲が拡大できる。市の施設を強化させる必要があるため、宿泊税を検討している。
観光は宿泊事業者だけでなく、交通事業者なども関係を受ける。入道船の方が適切ではないか。	県に宮古島が入道税を導入すると、県の宿泊税と二重に課税が必要になってしまう。県民に県と市を合わせて徴収する必要がある。
観光は宿泊事業者だけでなく、交通事業者なども関係を受ける。入道船の方が適切ではないか。	1.5万円程度の利用や8万円の滞在もある。本島に200円、500円程度の利用がある。
システム改修が必要だが、市が補助金を出せるのか。	システム改修については補助金出費は予定がない。納税した金額の中から補助金を支払う予定のため、その中で改修も検討していくことになる。
「報償金」という言葉は不適切ではないか。	名称については議論があるものだが、できるだけ、検討したい。

宮古島市「宿泊税」導入に関する宿泊事業者説明会及び意見交換会
における宿泊事業者の質問及び回答

〇使途に関すること

質問	回答
宿泊税を徴収することによって、整備などの経費可能性が広がるのか。	使途の方針として4つの柱を検討している。一つ目は受入体制の充実強化で、観光に関する危機管理、二次の通対策、観光関連施設整備、人材育成、確保等に使いたい。二つ目は環境及び景観の保全で、観光地、海岸、道路の美化、清掃、景観などに使いたい。三つ目は文化芸術、スポーツ振興として、文化、芸術、歴史、史跡等を活用した観光コースやコンテンツ造成、ガイド育成などに使いたい。四つ目は持続可能な観光の推進で、観光協会と共同で推進するサステナブル・ツーリズムガイドラインの普及促進などに使いたい。
宿泊税導入の目的で「住民生活」に及ぼす負荷とあるが、具体的に何か。	例えば多くの観光客がタクシーを利用することで市民がタクシーを捕まえずらくなり、通院に支障をきたすことなどがある。使途については今後詳細に検討していく必要がある。
クルーズ船客も受益者であるから、課税の対象とすべきではないか。	宿泊税としては徴収できないが、別の名目で環境保全に使ったお金をお金を徴収できないか、検討を進めている段階である。県全体で進める必要がある。
使途については可視化して客のメリットを明確に伝える必要がある。	使途については可視化が重要と考えている。また、どう使えば宮古島の観光が良くなり、受益者になるかという点があるが、明確に提示していきたい。

9

事業者説明会・意見交換会結果



開催概要

1. 開催日時 及び参加者

①令和6年1月16日（火）	10:00～11:00	（7社12名）
②令和6年1月16日（火）	14:00～15:00	（12社17名）
③令和6年1月16日（火）	18:00～19:00	（1社3名）
④令和6年1月17日（水）	10:00～11:00	（6社11名）
⑤令和6年1月17日（水）	14:00～15:00	（7社10名）
⑥令和6年1月17日（水）	18:00～19:00	（2社4名）

延べ 35社57名 参加

2. 開催場所 宮古島市役所 2階 大ホール

3. 参加対象者

- ①宮古島市内にて、ホテル・旅館・簡易宿所（民泊・ペンション・ホステル・ゲストハウス・グランピング等）
②民泊など、宿泊料を受けて営業している事業者
※ワーキングマニッシュ等においても、宿泊料を受けて営業している施設は対象

4. 説明会及び意見交換会の内容

- ①検討中の宿泊税の概要について（資料説明）
②意見交換

宮古島市「宿泊税」導入に関する宿泊事業者説明会及び意見交換会
における宿泊事業者の質問及び回答

〇税の徴収に関すること

質問	回答
1泊朝食付きで提供しても、素泊まりで税を算出するのか。実際に申し込む素泊まり料金と、食事付きの場合の宿泊に算入料金が違う場合もある。	宿泊に係る税金である。先行地の事例を参考に、ルームサービスの事例も調査したい。
会場費、空室などに宿泊税はかかるのか。	デイクラスは課税対象としない。会議室においても長時間を経て日をもたせ、実質として宿泊とみなされる場合は課税対象と考える。
一室最大6名の部屋を複数で貸している場合はどうなるか。	予約の際に人数を確認してもらう必要がある。適用上、実態把握が難しい場合もあるが、事業者が過度な負担にならないよう配慮していきたい。
市県民泊税を納入するのか。	納入することになる。宿泊施設での宿泊日数が課税の基準となる。
キャンセル料母母も宿泊税の対象となるか。	課税対象となる施設は、旅館業や簡易宿泊業の許可を受けて営業する施設及び民泊（民泊）とそれ以外の施設は対象としない。
観光以外の長期で泊まる工事関係者も宿泊税を支払う必要があるのか。	旅館業や簡易宿泊業の許可を受けて営業する施設及び民泊に宿泊する者はすべて納税義務となる。
宿泊税はフロントで支払うのか。	事前のクレジット決済でも良い。徴収の方法は事業者にお任せしたい。
客が宿泊税支払いを拒否した場合はどうなるのか。	支払わない場合のペナルティについては、今後県と協議して決めていくが、税金であるため、住居所などの同様の罰則が適用されるものと考えている。先行事例を調査したい。

10

宮古島市「宿泊税」導入に関する宿泊事業者説明会及び意見交換会
における宿泊事業者の質問及び回答

〇意見・要望

宿泊事業者からの意見・要望
個人約には宿泊税導入に賛成していないが、施行される場合には無料条例の見直し、農地転用条例の見直しなど、観光を応援するために規制緩和を進めていただきたい。
税金負担を軽減する観光客にカウパやパブリックにすることを希望がある。
宿泊税導入が事業者のメリットに繋がらない行政サービスを向上させてほしい。
宿泊税を導入することによって観光業が維持できる状態を担保できるのであれば、導入する意義がある。
水で困っている事業者が多い。宿泊税を導入するのであれば、その点も考慮してほしい。
宿泊税の収入を一般財源化することには反対する。使途としては、環境保全に加え、アクセス、デジタル、通信等も検討してほしい。
定率よりも定額のほうが望ましいと考えている。定率だと処理が複雑で、システム費用も高くなる。
1年前からすでに予約が入っている。後から追加課税はできないので、早めに周知計画を立ててほしい。
宿泊税導入は、いつかすべきことだと考えている。事業者の意見を県民に上げてほしい。
クレジット決済や顧客事業者への手数料を考えると、徴収金はランニングコストで減ってしまう。
これ以上観光客を増やすと、空路の確保が必要だ。宮古島の観光は海外からの誘客がメインで、宮古島は東京と同じ距離でアジアの各地と結んでいる。インバウンドを呼び込む施策も必要ではないか。
宿泊事業者は、法人税、固定資産税、入湯税、ゴルフ税のほか、従業員の仕事税や市内事業者への飛越など、市の税収に相当貢献している。宿泊税は宿泊事業者の負担が大きいため、その点も考慮してほしい。

11